

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

岩手県教育委員会

教育長 高橋嘉行

岩手県教育委員会規則第3号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(室及び課の設置) 第15条 本庁に次の室及び課を置く。 (1) [略] (2) <u>学校教育室</u> (3) <u>生涯学習文化課</u> (4) <u>スポーツ健康課</u> (5) [略]	(室及び課の設置) 第15条 本庁に次の室及び課を置く。 (1) [略] (2) [略] (3) <u>学校調整課</u> (4) <u>学校教育課</u> (5) <u>保健体育課</u> (6) <u>生涯学習文化財課</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

第16条を次のように改める。

(室及び課の分掌事務)

第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

室及び課	分掌事務
教育企画室	企画担当の分掌事務 (1) 教育行政の総合的な企画及び調整に関すること。 (2) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。 (3) 総合教育会議に関すること。 (4) 教育施策の企画及び推進に関すること。 (5) 教育委員会事務局の経営改革に関すること。 (6) 政策の評価に関すること。 (7) 情報化に関する事務の総括に関すること。 (8) 広聴、広報及び教育行政に関する相談に関すること。 (9) 請願、陳情及び要望の処理に関すること。 (10) 報道機関との連絡に関すること。 (11) 調査及び基幹統計その他の統計に関すること。 (12) 統計資料の編集、発行及び普及に関すること。 (13) 行財政構造改革の推進に関すること。 (14) 教育委員会の会議に関すること。 (15) 教育長及び教育委員の秘書用務に関すること。

- (16) 防災及び災害に関する事務の総括に関すること。
- (17) 行政文書の管理に関する事務の総括に関すること。
- (18) 行政文書の受領、配布及び発送に関すること。
- (19) 行政文書の整理保存に関すること。
- (20) 公印に関すること。
- (21) 情報公開及び個人情報保護に関する事務の総括に関すること。
- (22) 法規案及び重要文書の審査に関すること。
- (23) 教育委員会の規則その他諸規程の公布又は公表に関すること。
- (24) 教育関係法規の編集及び発行に関すること。
- (25) 争訟の総括に関すること。
- (26) 教育関係の一般社団法人及び一般財団法人並びに公益信託に関すること。
- (27) 市町村教育委員会の組織及び運営に関する事務の指導及び助言に関すること。
- (28) 市町村教育委員会が所掌する事務の指導、助言及び支援に関する事務の総括に関すること。
- (29) 奨学及び育英に関すること。
- (30) 行政手続に関すること。
- (31) 教育表彰（永年勤続者表彰を除く。）及び職員表彰に関すること。
- (32) 教育事務所の総括に関すること。
- (33) 教育振興基本対策審議会に関すること。
- (34) 本庁各室課及び教育事務所並びに学校以外の教育機関との連絡調整に関すること。
- (35) その他他室課の所掌に属しない事務に関すること。

予算財務担当の分掌事務

- (1) 歳入歳出予算及び決算の総括及び調整に関すること。
- (2) 本庁内の経理及び物品の管理に関すること。
- (3) 公立の高等学校に係る高等学校等就学支援金に関すること。
- (4) 県立学校の生徒の授業料減免に関すること。
- (5) 県立学校の幼児又は児童若しくは生徒の就学奨励及び就学援助又は修学奨励に関すること。

学校施設担当の分掌事務

- (1) 県立学校その他の施設の整備に関すること。
- (2) 県立学校その他の施設の教職員公舎の整備に関すること。
- (3) 県立学校の設備の整備に関すること。
- (4) 財産の総括に関すること。
- (5) 市町村立学校の施設及び設備の整備に係る指導及び助成に関すること。
- (6) 幼稚園の園児の就園奨励及び市町村立学校の児童又は生徒の就学奨励又は就学援助に係る助成に関すること。

営繕担当の分掌事務

- (1) 県立学校その他の施設の営繕に関すること。
- (2) 県立学校その他の施設の教職員公舎の営繕に関すること。
- (3) 市町村立学校の施設の整備に係る技術的指導に関すること。

教職員課

人事給与担当の分掌事務

- (1) 人事管理に関する制度の企画に関すること。
- (2) 職員及び県立学校職員の服務に関すること。

- (3) 職員、県費負担教職員（事務職員に限る。）及び県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の任免に関する事。
- (4) 事務局及び学校以外の教育機関の組織、定数及び職制並びに県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の定数に関する事。
- (5) 事務の委任、専決及び代決に関する事。
- (6) 職員、県費負担教職員（事務職員に限る。）及び県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の分限及び懲戒に関する事。
- (7) 職員、県費負担教職員（事務職員に限る。）及び県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の研修（人事管理に関する研修に限る。）に関する事。
- (8) 叙位及び叙勲、褒章並びに教育表彰（永年勤続者表彰に限る。）に関する事。
- (9) 県費負担教職員の給与費及び旅費の負担に関する事。
- (10) 県立学校職員の給与費に関する事。
- (11) 教育職員の免許に関する事。
- (12) 職員及び学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事。
- (13) 職員団体に関する事。

厚生福利担当の分掌事務

- (1) 職員及び学校職員の厚生福利に関する事。
- (2) 職員及び県立学校職員の安全管理及び衛生管理に関する事。
- (3) 公務災害補償に関する事。
- (4) 職員及び学校職員の退職手当に関する事。
- (5) 恩給に関する事。
- (6) 職員及び学校職員の児童手当に関する事。
- (7) 公立学校共済組合及び教職員互助会に関する事。

小中学校人事担当の分掌事務

- (1) 県費負担教職員（事務職員を除く。）の人事管理に関する制度の企画に関する事。
- (2) 県費負担教職員（事務職員を除く。）の任免に関する事。
- (3) 県費負担教職員（事務職員を除く。）の分限及び懲戒に関する事。
- (4) 県費負担教職員及び県立中学校の職員（いずれも事務職員を除く。）の研修（人事管理に関する研修に限る。）に関する事。
- (5) 市町村立の小中学校（小学校、中学校及び義務教育学校をいう。以下同じ。）の学級編制及び職員定数に関する事。

県立学校人事担当の分掌事務

- (1) 県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員を除く。）の人事管理に関する制度の企画に関する事。
- (2) 県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員を除く。）の任免に関する事。
- (3) 県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員を除く。）の分限及び懲戒に関する事。
- (4) 県立学校の職員（県立中学校の職員、事務職員、技術職員その他の職員を除く。）の研修（人事管理に関する研修に限る。）に関する事。
- (5) 県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員を除く。）の定数に関する事。
- (6) 県立特別支援学校の学級編制に関する事。

学校調整課

学校調整担当の分掌事務

- (1) 学校教育の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 県立学校の管理運営に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 市町村立の幼稚園及び小中学校の管理の指導及び助言に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 市町村立の幼稚園、小中学校及び高等学校に係る認可及び届出に関すること。
- (5) 市町村立の専修学校及び各種学校に関すること。
- (6) 教科書の需給の調整に関すること。
- (7) 義務教育諸学校の教科用図書の無償給付及び給与の実施に関すること。
- (8) 県立総合教育センターに関すること。

産業・復興教育担当の分掌事務

- (1) キャリア教育に関すること。
- (2) 産業人材の育成に関すること。
- (3) 復興教育の推進に関すること。
- (4) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による災害からの復興に係る学校教育の施策に関すること（他室課及び他の担当の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 県立学校の防災に関すること。
- (6) 市町村立の幼稚園及び小中学校の防災の指導及び助言に関すること。
- (7) 産業教育審議会に関すること。

高校改革担当の分掌事務

- (1) 県立高等学校の設置、廃止、組織編制及び学級編制に関すること。
- (2) 県立高等学校の再編計画に関すること。
- (3) 県立高等学校の通学区域に関すること。

生徒指導担当の分掌事務

- (1) 生徒指導に関すること。
- (2) いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題対策委員会に関すること。

学校教育課

学力向上担当の分掌事務

- (1) 児童及び生徒の学力の向上に関する事務の総括に関すること。
- (2) 教員の授業力の向上に関する事務の総括に関すること。
- (3) 小学校、中学校及び高等学校における連携した教育の推進に関すること。
- (4) グローバル人材の育成に関すること。

義務教育担当の分掌事務

- (1) 市町村立の幼稚園及び小中学校（特別支援学級及び通級による指導に係る部分を除く。次号から第4号までにおいて同じ。）並びに県立中学校に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。
- (2) 市町村立の幼稚園及び小中学校の管理の指導及び助言並びに県立中学校の管理運営に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中学校の教育課程及び学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中学校の職員の研修に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 県立中学校の入学選抜に関すること。
- (6) 義務教育諸学校の教科用図書の採択に関すること。

	<p>(7) 就学前教育の振興に関すること（教育企画室の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(8) 学校文化関係団体の育成に関すること（高校教育担当の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(9) 教科用図書選定審議会に関すること。</p> <p>高校教育担当の分掌事務</p> <p>(1) 県立高等学校（通級による指導に係る部分を除く。次号から第5号までにおいて同じ。）に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。</p> <p>(2) 県立高等学校の管理運営に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 県立高等学校の教育課程及び学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(4) 中高一貫教育に関すること（義務教育担当の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(5) 県立高等学校の職員の研修に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(6) 県立高等学校の入学者選抜に関すること。</p> <p>(7) 県立高等学校の教科用図書の採択に関すること。</p> <p>(8) 学校文化関係団体（高等学校に係るものに限る。）の育成に関すること。</p> <p>特別支援教育担当の分掌事務</p> <p>(1) 県立特別支援学校、県立高等学校の通級による指導並びに市町村立の小中学校の特別支援学級及び通級による指導に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。</p> <p>(2) 県立特別支援学校の設置、廃止、組織編制及び管理運営に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 県立特別支援学校、県立高等学校の通級による指導並びに市町村立の小中学校の特別支援学級及び通級による指導における教育課程及び学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(4) 県立特別支援学校、県立高等学校及び市町村立の小中学校の職員の研修に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(5) 特別な教育的支援を必要とする児童又は生徒の就学指導に関すること。</p> <p>(6) 県立特別支援学校への就学に係る学校指定、入学期日等に関すること。</p> <p>(7) 県立特別支援学校の入学者選抜に関すること。</p> <p>(8) 県立特別支援学校の教科用図書の採択に関すること。</p>
保健体育課	<p>保健体育担当の分掌事務</p> <p>(1) 公立学校における保健の指導及び助言に関すること。</p> <p>(2) 学校安全に関すること（学校調整課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。</p> <p>(4) P T A及び青少年教育団体の共済事業（学校等の管理下における負傷等に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(5) 学校給食に関すること（教育企画室の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(6) 公立学校の食育の指導及び助言に関すること。</p> <p>(7) 学校体育の指導及び助言に関すること。</p> <p>(8) 学校体育関係団体の育成に関すること。</p>
生涯学習文化財課	<p>生涯学習担当の分掌事務</p> <p>(1) 社会教育に関する専門的技術的事項の指導及び助言に関すること。</p> <p>(2) 生涯学習の総合的な企画及び調整に関すること。</p>

- (3) 生涯学習の推進に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 家庭教育の振興及び指導に関すること。
- (5) 公民館、図書館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び運営の指導に関すること。
- (6) 社会教育に関する学級講座、通信教育等の普及奨励に関すること。
- (7) 社会教育団体の育成及び指導に関すること。
- (8) 社会教育における視聴覚教育の奨励に関すること。
- (9) 社会教育主事の資格の認定に関すること（教育事務所の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 社会教育職員の研修に関すること。
- (11) ユネスコ活動に関すること。
- (12) 教育振興運動に関すること。
- (13) 学校、家庭及び地域の連携及び協働に関すること。
- (14) P T A及び青少年教育団体の共済事業（学校等の管理下以外及びP T A活動中の負傷等に係るものに限る。）に関すること。
- (15) 県立生涯学習推進センター、県立図書館、県立青少年の家、県立美術館及び県立野外活動センターに関すること（県立美術館に係る博物館資料の調査研究等に関することを含む。）。
- (16) 社会教育委員、図書館協議会、生涯学習審議会及び美術館協議会に関すること。

文化財担当の分掌事務

- (1) 文化財の調査及び指定に関すること。
- (2) 文化財の保存管理の指導に関すること。
- (3) 文化財の公開に関すること。
- (4) 銃砲刀剣類の登録及び刀剣類の製作の承認に関すること。
- (5) 文化財の関係団体の育成及び指導に関すること。
- (6) 博物館の設置及び運営の指導に関すること。
- (7) 埋蔵文化財の鑑査及び引渡しに関すること。
- (8) 県立博物館及び県立埋蔵文化財センターに関すること（県立博物館に係る博物館資料の調査研究等に関することを含む。）。
- (9) 県立柳之御所史跡公園に関すること。
- (10) 博物館協議会及び文化財保護審議会に関すること。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第25条 教育事務所の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>市町村立小中学校</u>の管理運営の指導及び助言に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>文化及び文化財</u>に関する事項の指導及び助言に関すること。</p> <p>(6) <u>学校体育、社会体育</u>、学校保健、学校安全及び学校給食の指導及び助言に関すること。</p> <p>(7)～(11) [略]</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第25条 教育事務所の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>市町村立の小中学校</u>の管理運営の指導及び助言に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 文化財に関する事項の指導及び助言に関すること。</p> <p>(6) 学校体育、学校保健、学校安全及び学校給食の指導及び助言に関すること。</p> <p>(7)～(11) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

第28条第1項の表を次のように改める。

区 分	職	職 務	
	教育次長	教育長を補佐し、上司の命を受け、企画及び調整に関する事務を掌理する。	
本庁	室	室長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の事務を掌理する。
	課	総括課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の事務を掌理する。
	教育企 画室	企画課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、室の事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
		予算財務課長	
		学校施設課長	
		営繕担当課長	
	教職員 課	人事給与担当課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、課の事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
		厚生福利担当課長	
		小中学校人事課長	
		県立学校人事課長	
	学校調 整課	学校調整担当課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、課の事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
		産業・復興教育課長	
		高校改革課長	
		生徒指導課長	
	学校教 育課	学力向上担当課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、課の事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
		義務教育課長	
高校教育課長			
特別支援教育課長			
保健体 育課	保健体育担当課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、課の事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、その職務を代理する。	
生涯学 習文化 財課	生涯学習担当課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、課の事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。	
	文化財課長		
教育 事務 所	所長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、教育事務所の事務を掌理する。	
	課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の事務を掌理するとともに、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、第26条に定める課の順序により、その職務を代理する。	

第28条第3項の表事務職員の部主任保健体育主事及び保健体育主事の項を削り、同表技術職員の部主任技師、技師、行政専門員、上席保健師、主査保健師、主任保健師、保健師、上席スポーツ医・科学専門員及びスポーツ医・科学専門員の項中、「保健師、上席スポーツ医・科学専門員及びスポーツ医・科学専門員」を「及び保健師」に改める。

改正前	改正後
(附属機関)	(附属機関)
第63条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりである。	第63条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりである。
(1) [略]	(1) [略]

(2) <u>教科用図書選定審議会</u>	(2) <u>岩手県産業教育審議会</u>
(3) <u>岩手県産業教育審議会</u>	(3) <u>岩手県いじめ問題対策委員会</u>
(4) <u>岩手県いじめ問題対策委員会</u>	(4) <u>教科用図書選定審議会</u>
(5)～(10) [略]	(5)～(10) [略]
(11) <u>岩手県スポーツ推進審議会</u>	
2 [略]	2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(岩手県産業教育審議会規則の一部改正)

2 岩手県産業教育審議会規則（昭和27年岩手県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>学校教育室</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>学校調整課</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(教科用図書選定審議会規則の一部改正)

3 教科用図書選定審議会規則（昭和39年岩手県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>学校教育室</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>学校教育課</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正)

4 教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和41年岩手県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(教育長の専決) 第3条 教育長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。 (1)～(5) [略] (6) 附属機関（岩手県教育振興基本対策審議会、 <u>岩手県生涯学習審議会及び岩手県スポーツ推進審議会</u> を除く。）に対する諮問に関すること。 (7)～(10) [略]	(教育長の専決) 第3条 教育長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。 (1)～(5) [略] (6) 附属機関（岩手県教育振興基本対策審議会 <u>及び</u> 岩手県生涯学習審議会を除く。）に対する諮問に関すること。 (7)～(10) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(教育職員免許状更新講習に関する規則の一部改正)

5 教育職員免許状更新講習に関する規則（平成21年岩手県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(講習を受講できる者) 第2条 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号。以下「更新講習規則」という。）第9条第1項第2号の免許	(講習を受講できる者) 第2条 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号。以下「更新講習規則」という。）第9条第1項第2号の免許

管理者が定める者は、現に岩手県教育委員会若しくは県内の市町村教育委員会（以下「教育委員会」と総称する。）の事務局又は教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員として在職する者のうち次に掲げる者とする。

(1)～(3) [略]

(4) 次に掲げる事務に従事する者

ア～ウ [略]

エ 学校保健、学校安全及び学校体育の指導及び助言、学校給食の実施及び普及のための指導、助言及び援助並びに社会体育の普及、指導及び助言に関する事務

オ [略]

(5) [略]

2 [略]

管理者が定める者は、現に岩手県教育委員会若しくは県内の市町村教育委員会（以下「教育委員会」と総称する。）の事務局又は教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員として在職する者のうち次に掲げる者とする。

(1)～(3) [略]

(4) 次に掲げる事務に従事する者

ア～ウ [略]

エ [略]

(5) [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。